

An aerial photograph showing a wide river flowing through a densely populated town. A large dam structure is visible in the middle of the river, with a bridge crossing it. The surrounding area is a mix of residential buildings, roads, and some open fields. The river's path is somewhat irregular, curving through the town.

第4回

勢田川等水面利用対策協議会

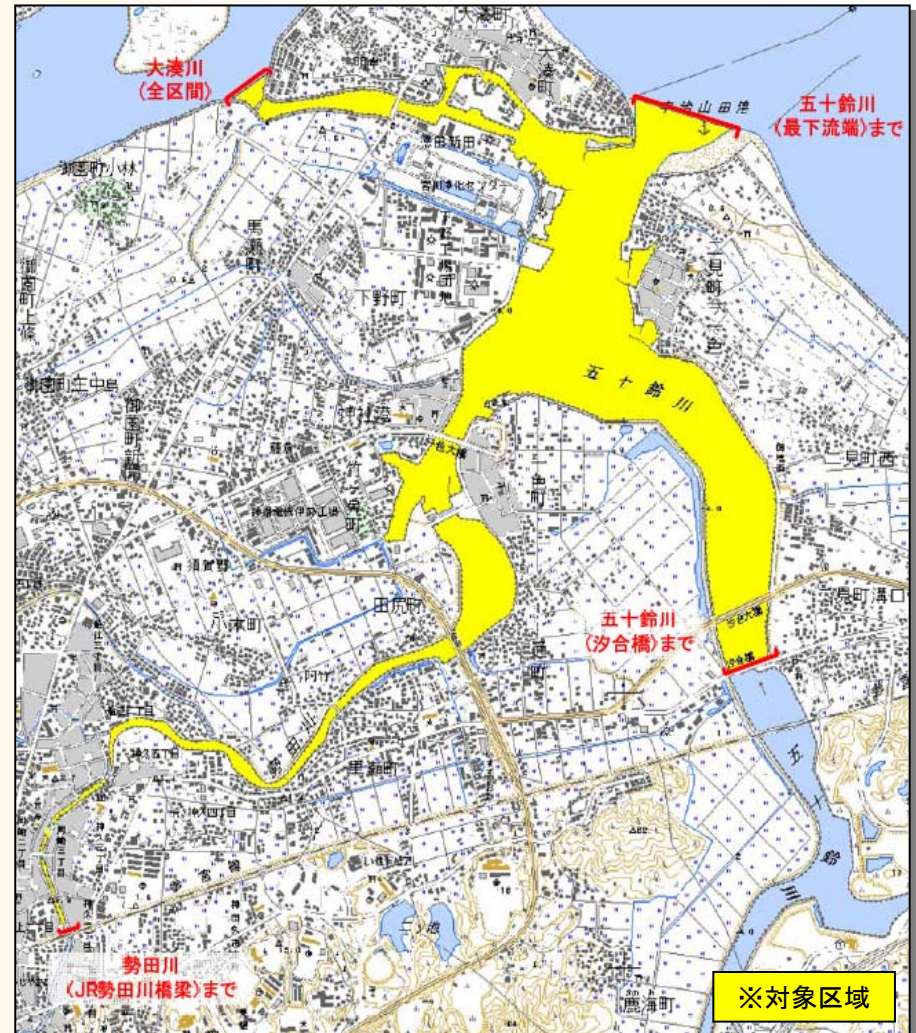
平成23年2月17日

(1) 前回までの協議事項

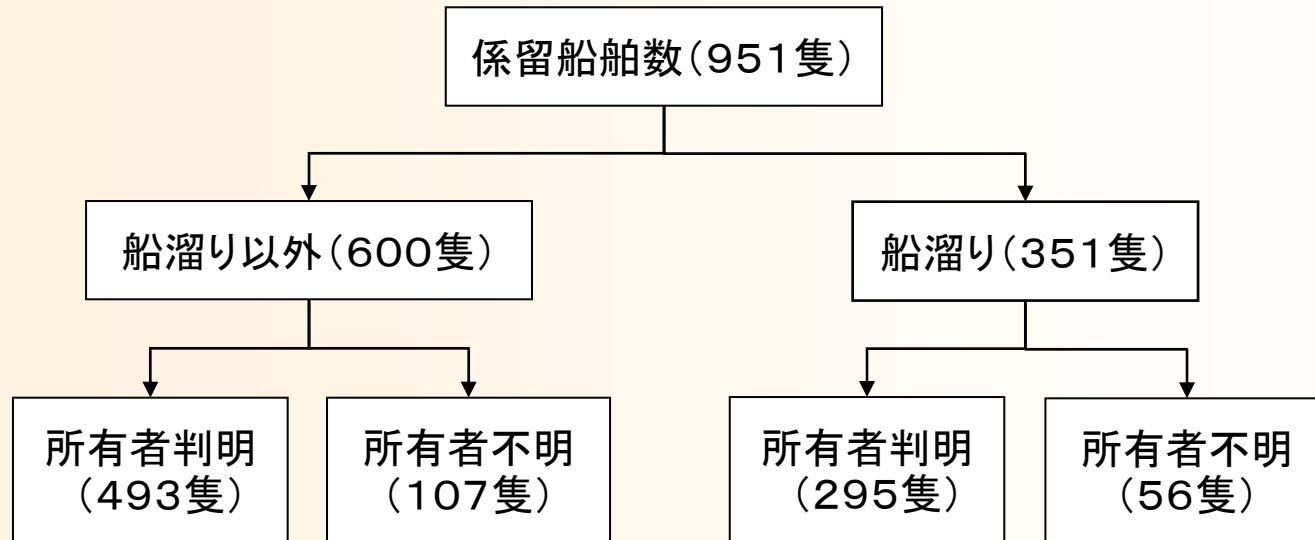
▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ①対象区域
- ②広報関係
- ③係留船舶実態調査
- ④強制的な撤去措置
- ⑤民間マリーナ調査
- ⑥暫定係留施設
- ⑦恒久的係留保管施設
- ⑧重点的撤去区域の設定(河川)
- ⑨放置等禁止区域の指定(港湾)
- ⑩条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域



(1) 前回までの協議事項



問題点: 絶対的な受け皿係留施設の不足

係留場所の確保増

係留対象船舶の減

- ・対象船舶の絞り込み
- ・強制的な撤去措置

(1) 前回までの協議事項

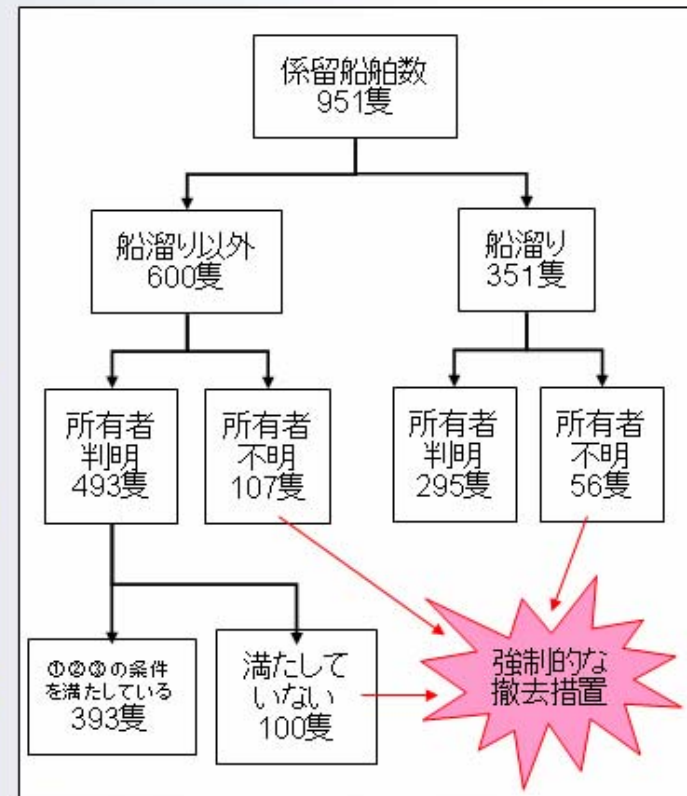
第3回協議会資料抜粋

①対象船舶の絞り込み

- ・自走可能
- ・老朽化
- ・船検切れ
- ・未使用
- ・登録番号の表示
- ・地元の船

受け皿施設への対象船舶とする3条件

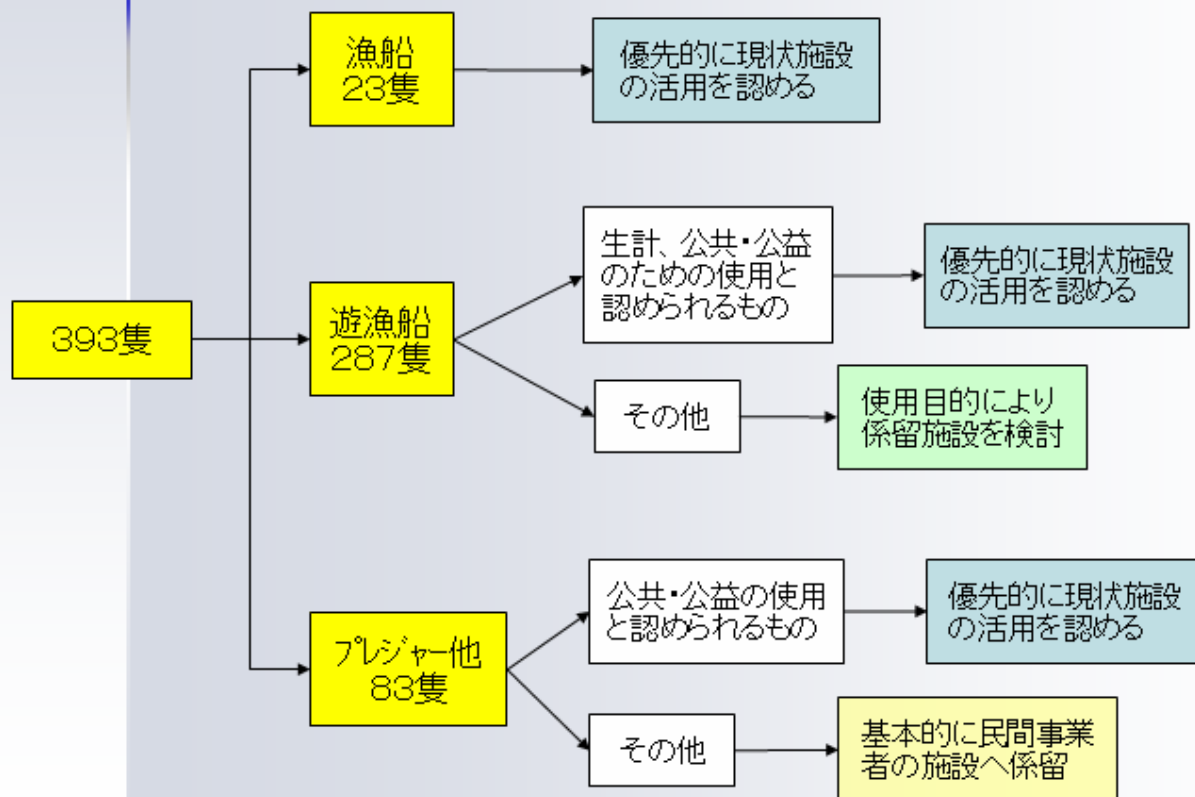
- ① 漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。
(船舶への登録番号の表示など)
- ③ 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。



(1) 前回までの協議事項

第3回協議会資料抜粋

②船舶の種別毎による対策



船舶所有者へのアンケート又は聞き取り調査が必要となる。

※プレジャー他にはモーターボート、機付ヨットなども含まれる。

(1) 前回までの協議事項

第3回協議会資料抜粋

1) 対策を実施していくための基本的な考え方について ～まとめ～

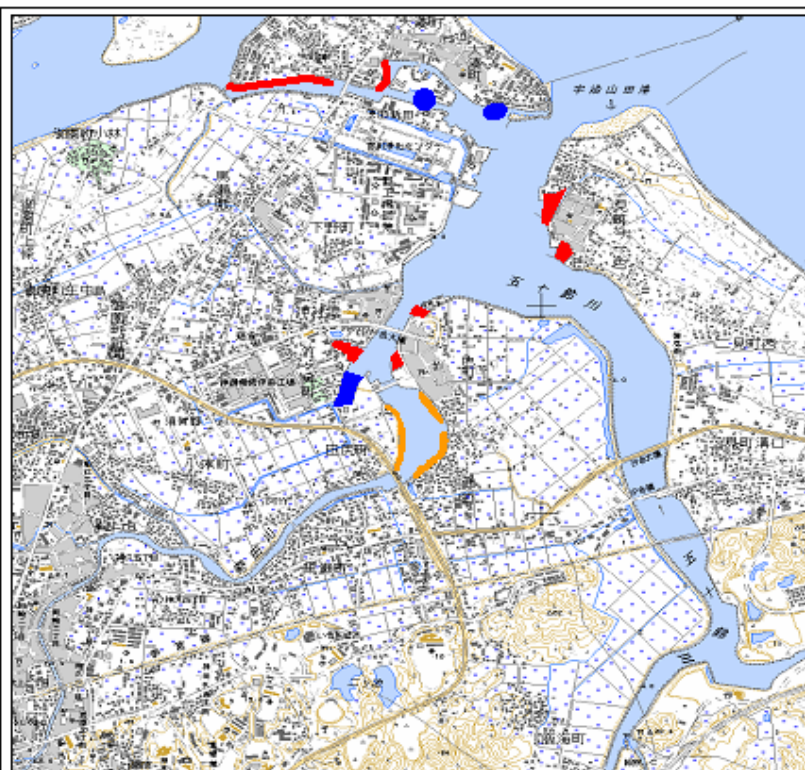
対象船舶の絞り込み
船舶の種別毎による対策

絞り込んだ対象船舶
を種別毎に割り振り

現状施設
の活用

民間事業者
の活用

不足分は新たな係留施設



(2) 報告事項

1) アンケート調査の実施

船舶の使用目的を把握するため、平成22年10月、船舶所有者の方へのアンケート調査を実施しました。

▼アンケートの対象

- ・対象区域に係留している船舶のうち、
 - 所有者の判明している小型船舶（プレジャーボート、遊漁船）
 - 所属漁協が地元以外の漁船

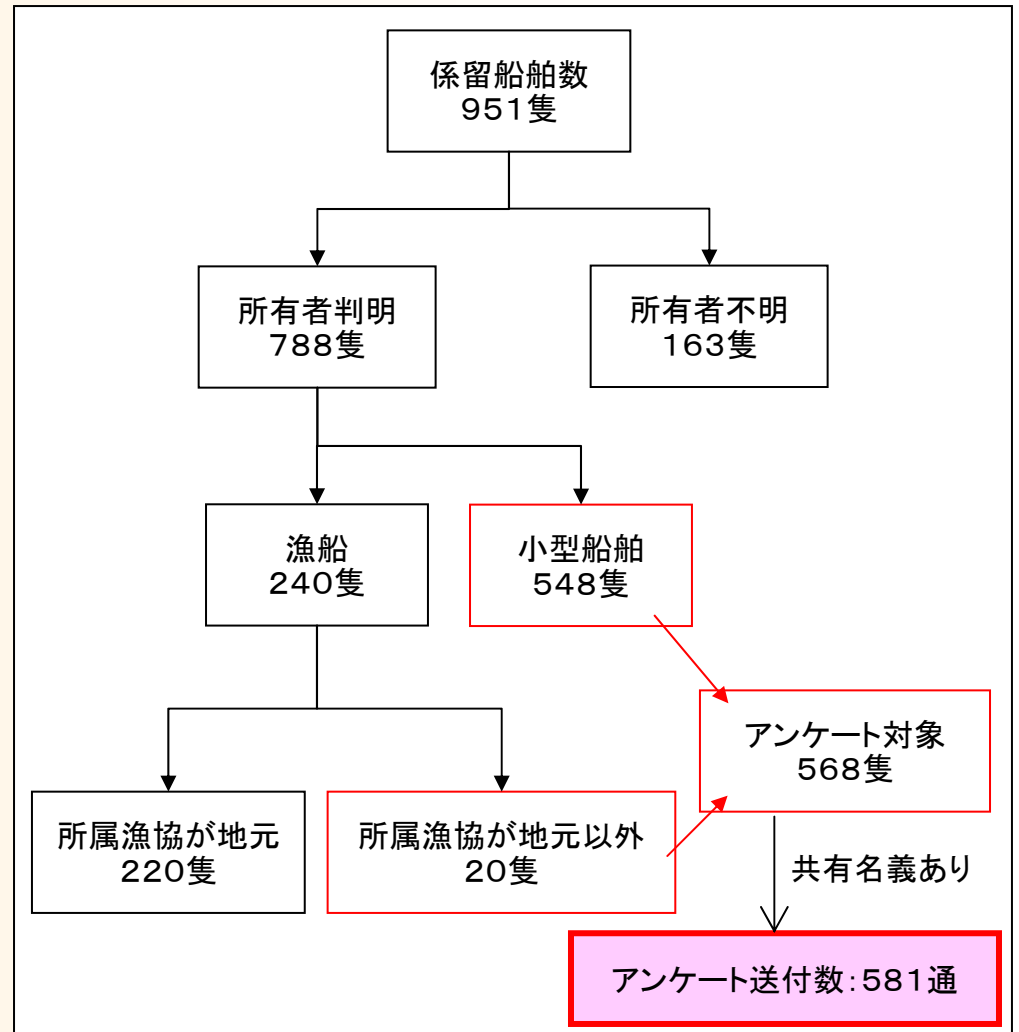
▼アンケートの結果

- ・アンケート送付数: 581通
- ・アンケート回答数: 405通

※10月末時点

回答率
約70%

▼アンケート対象の抽出



1) アンケート調査の実施

勢田川等水面利用対策協議会アンケート用紙

これは、平成22年1月現在で小型船舶登録原簿に記録されている船舶所有者の方へのアンケート調査です。
各質問につきまして、該当事項に○を付けていただくか、必要事項の記入をお願いします。

問1 確認のためにお聞きます。

この船舶は、あなたが所有している船舶ですか。 ①はい ②いいえ

船舶登録番号(小型船舶登録)	
船 籍 港	

「②いいえ」と回答された方は、譲渡先及びその連絡先を記入してください。

譲 渡 先	連 絡 先

「②いいえ」と回答された方へのアンケートは、これで終わりです。
アンケートにご協力ありがとうございました。

問2 問1で「①はい」と回答された方は、以下の質問にお答えください。

(1) 船舶の使用目的を教えてください。

③ ④ ⑤に○を付けられた方は、その内容も記入してください。

- ① 漁業
- ② レジャー
- ③ 公共・公益目的(内容:)
- ④ 漁業以外の生計目的(内容:)
- ⑤ その他()

(2) 上記船舶は定期的な船舶検査を受けていますか。

- ① 受けている
- ② 受けていない
- ③ 検査対象の船舶ではない

(3) 今後(概ね3年後)船舶をどうされるご予定ですか。

- ① 今後も所有する
- ② 廃棄する
- ③ 売却等、誰かに譲る
- ④ 未定
- ⑤ その他()

(4) 自宅から船舶係留場所までの交通手段を教えてください。

- ① 車
- ② バイク
- ③ 自転車
- ④ 徒歩
- ⑤ 公共交通手段

(5) 上記(4)で「①車」と回答された方のみ、以下の質問にお答えください。
車はどこへ駐車していますか。

- ① 道路上への駐車
- ② 駐車場を利用
- ③ その他()

(6) その他

その他何かお気づきの点がありましたら、ご記入ください。

(7) 連絡を取らせていただく場合がありますので、差し支えなければ、あなたの電話番号を記入してください。

自 宅 _____

携帯電話 _____

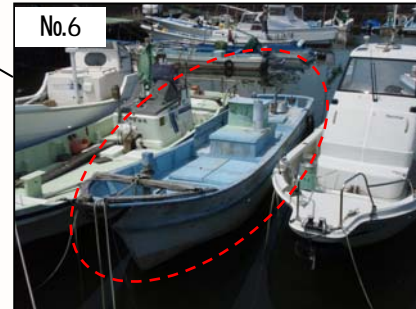
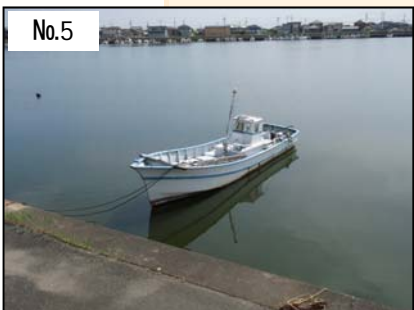
アンケートにご協力ありがとうございました。
お手数ですが10月31日(日)までに同封した返信用封筒にアンケート用紙を入れ、
ポストに投函してください。

裏面へ続きます

2) 強制的な撤去措置

▼ 強制的な撤去措置位置図

- 港湾管理者(三重県): H23.1.20実施(No.1)
H22.12.27実施(No.2,3)
- 河川管理者(国): H22.12.27実施(No.4,5,6)



(3) 協議・検討事項

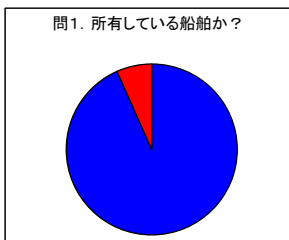
1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

① アンケート結果

- アンケート対象 = 対象区域に係留している船舶のうち、
→ 所有者の判明している小型船舶(プレジャーボート、遊漁船)
→ 所属漁協が地元以外の漁船
- アンケート送付数 = 581通
- アンケート回答数 = 405通(回答率約70%) ※10月末時点

問1. 所有している船舶か？

①はい	372
②いいえ	27
未回答	6



問2(1) 船舶の使用目的は？

①漁業	14
②レジャー	328
③公共・公益目的	4
④漁業以外の生計目的	7
⑤その他	17
未回答	2

※⑤その他 = 交通船、作業船など



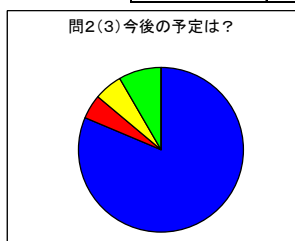
問2(2) 船舶検査を受けているか？

①受けている	347
②受けていない	23
③対象ではない	0
未回答	2



問2(3) 今後の予定は？

①今後も所有する	291
②廃棄する	17
③売却・譲渡等	20
④未定	30
⑤その他	0
未回答	14



問2(4) 交通手段は？

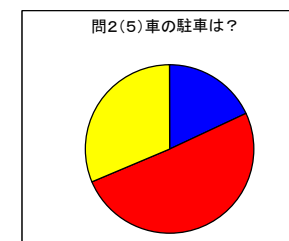
①車	220
②バイク	22
③自転車	41
④徒歩	68
⑤公共交通手段	5
未回答	16



問2(5) 車の駐車は？

①路上駐車	39
②駐車場利用	110
③その他	68
未回答	3

※③その他 = 堤防等、親戚、知人宅



1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

①アンケート結果

▼問2(6)その他主な意見

○船舶係留について

- ・違法だということで強引な撤去はしないで欲しい。
- ・船籍及び所有者が伊勢市内であり、きちんと管理されている船舶は現状のまま認めて欲しい。
- ・違法係留、放置船の撤去及び取締強化をして欲しい。
- ・放置されたまま管理されていない船舶を処分して欲しい。
- ・地元や昔から係留している等の特例で認めるのではなく、全員が同じ条件で撤去すべき。
- ・地元以外の船舶を排除して欲しい。

○係留施設の設置について

- ・安価な公共マリーナを作ってほしい(管理費1~2万円/年)
- ・航路、係留場所の浚渫をして欲しい。
- ・旅客ターミナル跡地に係留場所を作って欲しい。

○協議会について

- ・利用者の声を取り入れて欲しい。
- ・漁船だけ優遇するのではなく、伊勢志摩の海洋レジャーの発展を促進する考え方で条件整備して欲しい。

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

② アンケート結果を踏まえた再検討

アンケート結果から、小型船舶の大半がレジャー目的(300隻以上)

使用目的から判断すると・・・

民間事業者の施設へ係留する対象船舶となるが、
係留可能数(約100隻)を大きく上回る。

改めて、現状施設の活用について検討が必要

民間事業者の係留施設へは、
営利目的、法人所有(使用)の船舶など(約25隻)・・・今後検討

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

③ 係留区域

課題

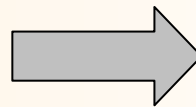
係留区域に船舶を係留するには、

- ① 占用主体を決める。
- ② 河川管理者、港湾管理者の許可を受ける。
(許可基準に基づき棧橋等係留施設の改築を要する場合がある。)

※ 占用主体 = 公的機関
その他、適正に管理できると協議会で認められた者

上記課題が
クリアできれば...

- 洪水時、高潮時における治水上の支障のおそれが少ない区域
- 船舶航行上の支障がない区域



次頁の区域について、新たな恒久的係留保管施設が整備されるまでの間、係留を認める区域とする。

※ 占用主体が許可を受けて係留させている船舶以外は放置船舶

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

③ 係留区域

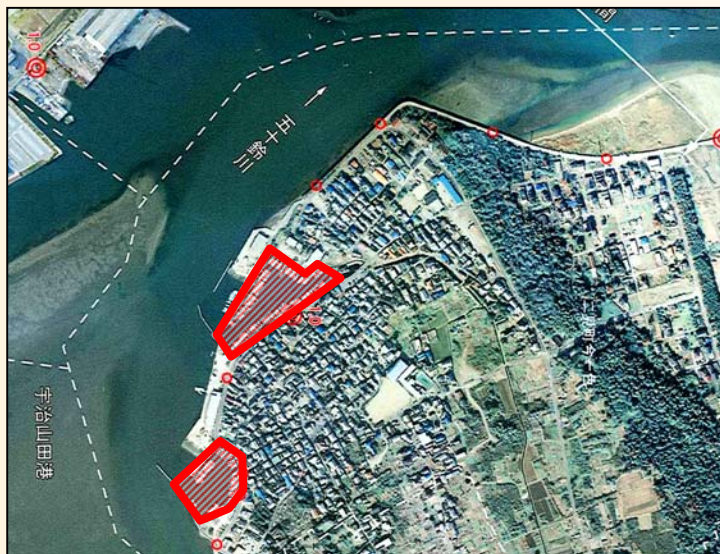
占用主体が決まり許可を受けるまでは、係留を認める区域とはならない。



1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

③ 係留区域

1. 今一色漁港区



係留可能隻数(約210隻)

2. 一色町物揚場施設

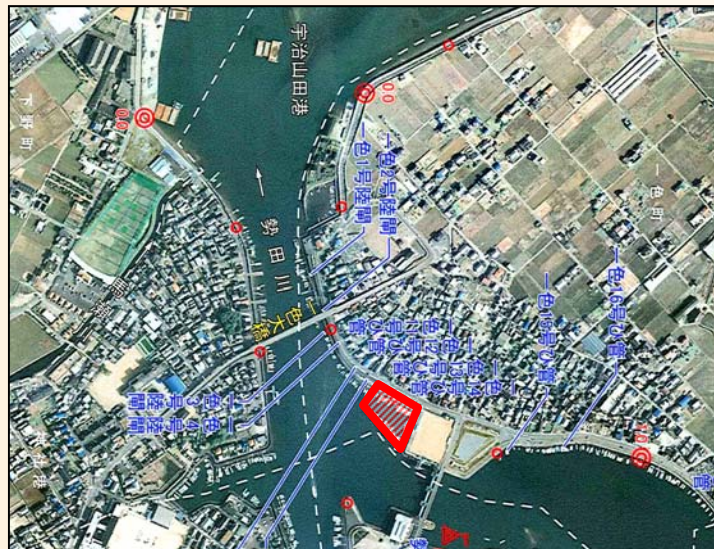


係留可能隻数(約10隻)

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

③ 係留区域

3. 一色町地先船溜まり



係留可能隻数(約50隻)

4. 防潮水門下流左岸



係留可能隻数(約100隻)

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

③ 係留区域

5. 神社「海の駅」



係留可能隻数(2隻)

6. 大湊川(宮川合流点側)



係留可能隻数(約30隻)

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

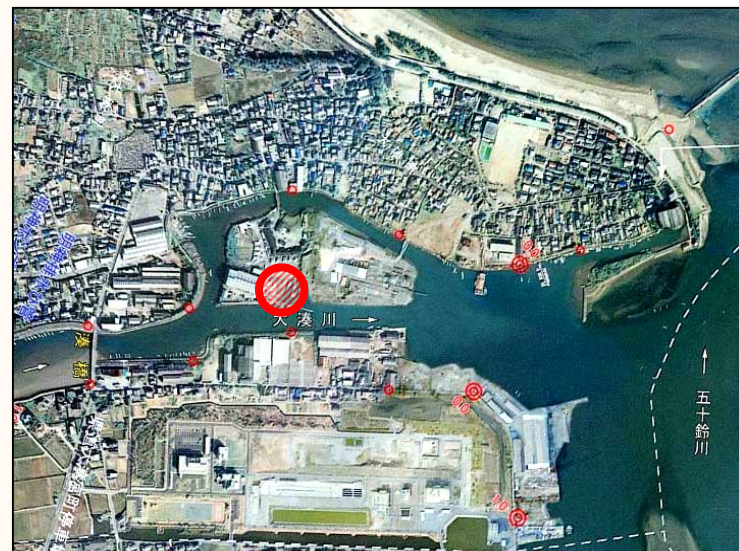
③ 係留区域

7. 大湊川(五十鈴川合流点側)



係留可能隻数(約80隻)

8. ゴーリキマリンヴィレッジ

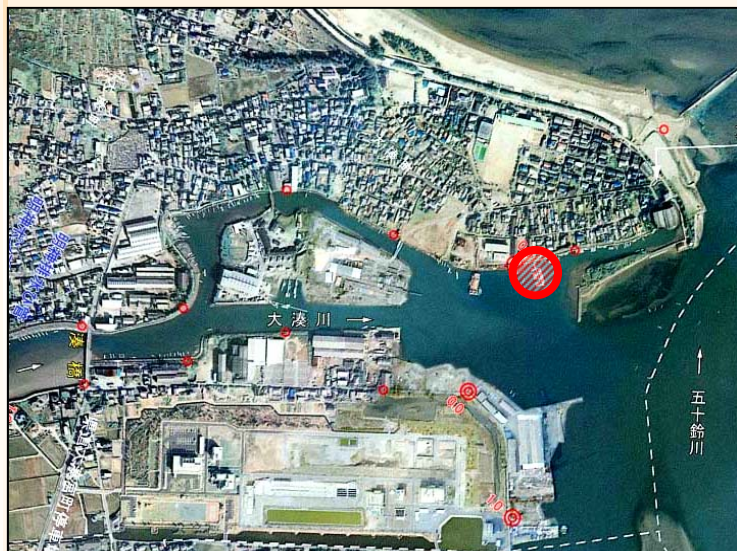


民間事業者の空き数(約30隻)

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

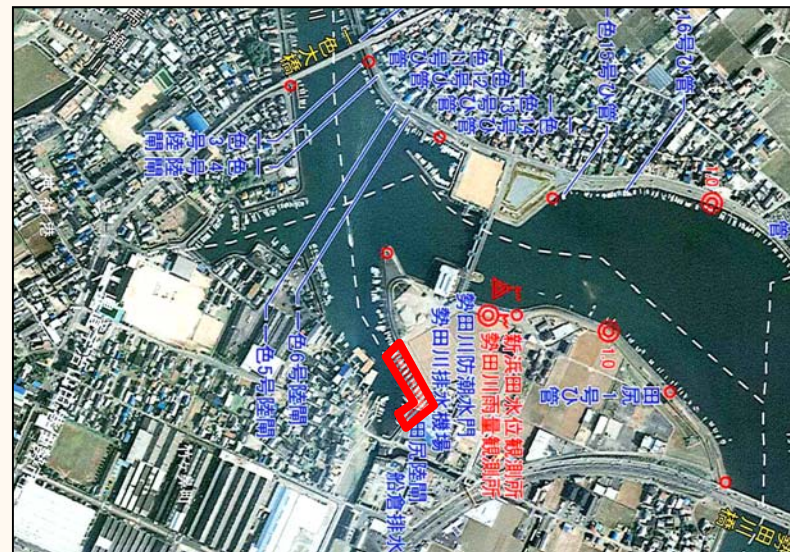
③ 係留区域

9. マリーナ伊勢



民間事業者の空き数(10隻)

10. 秀英工業



陸上保管の空き数
(約40隻)

水面保管予定数
(約20隻)

1) 係留場所の確保(係留区域の設定)

④ 係留可能隻数

▼現在の状況

係留対象船舶数
約640隻

係留可能隻数
約580隻

約60隻不足

受け皿係留施設を
引き続き検討

対象船舶数

係留船舶数
951隻

船溜り以外
600隻

船溜り
351隻

所有者
判明
493隻

所有者
不明
107隻

所有者
判明
295隻

所有者
不明
56隻

撤去対象
約310隻

P3の①②③の
条件を
満たしている
393隻

満たして
いない
100隻

P3の①②③の
条件を
満たしている
249隻

満たして
いない
46隻

係留可能隻数の内訳

〈現状施設〉

- | | |
|----------------|-------|
| 1.今一色漁港区 | 約210隻 |
| 2.一色町物揚場施設 | 約10隻 |
| 3.一色町地先船溜まり | 約50隻 |
| 4.防潮水門下流(左岸) | 約100隻 |
| 5.神社「海の駅」 | 2隻 |
| 6.大湊川(宮川合流点) | 約30隻 |
| 7.大湊川(五十鈴川合流点) | 約80隻 |

〈民間事業者〉

- | | |
|----------------|------|
| 8.ゴーリキマリンヴィレッジ | 約30隻 |
| 9.マリーナ伊勢 | 10隻 |
| 10.秀英工業 | 約60隻 |

※P3の①②③の条件を満たさない船舶は、現状施設(1~7)への係留を認めない。

2) 今後の強制的な撤去措置

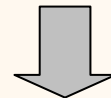
① 重点的撤去区域の拡大

▼ 現在の状況

強制撤去の対象となる船舶	強制撤去の実績
係留施設への対象 とならない船舶数 ↓ 約310隻	平成22年1月……2隻 平成22年5月……2隻 平成22年12月……5隻 平成23年1月……1隻

▼ 今後の予定

所有者不明船だけでなく所有者判明船についても
所定の手続きを経て強制撤去を行っていく

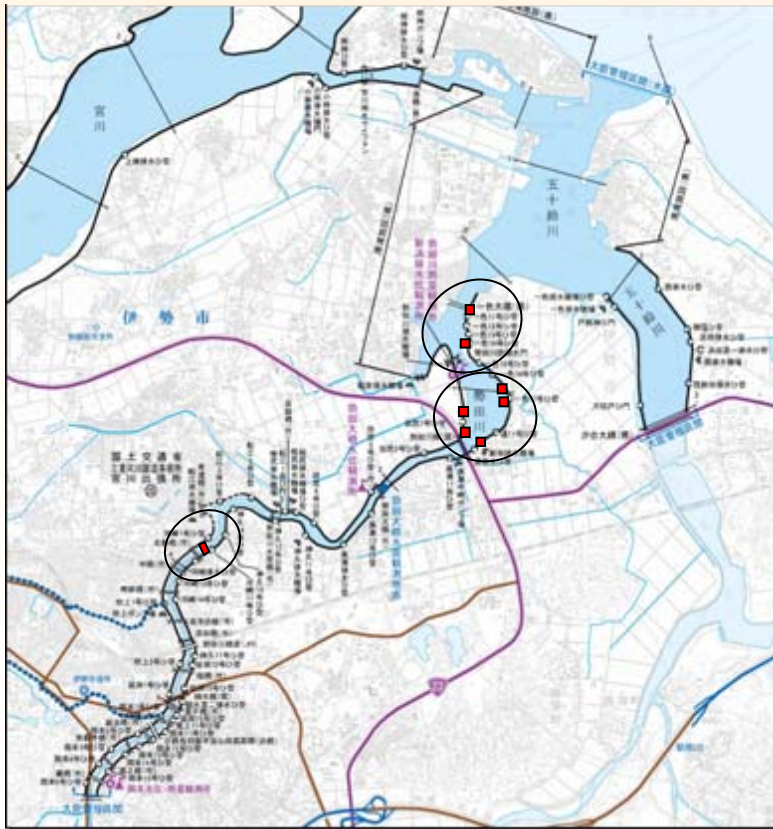


重点的撤去区域の拡大 (H23.4～予定)

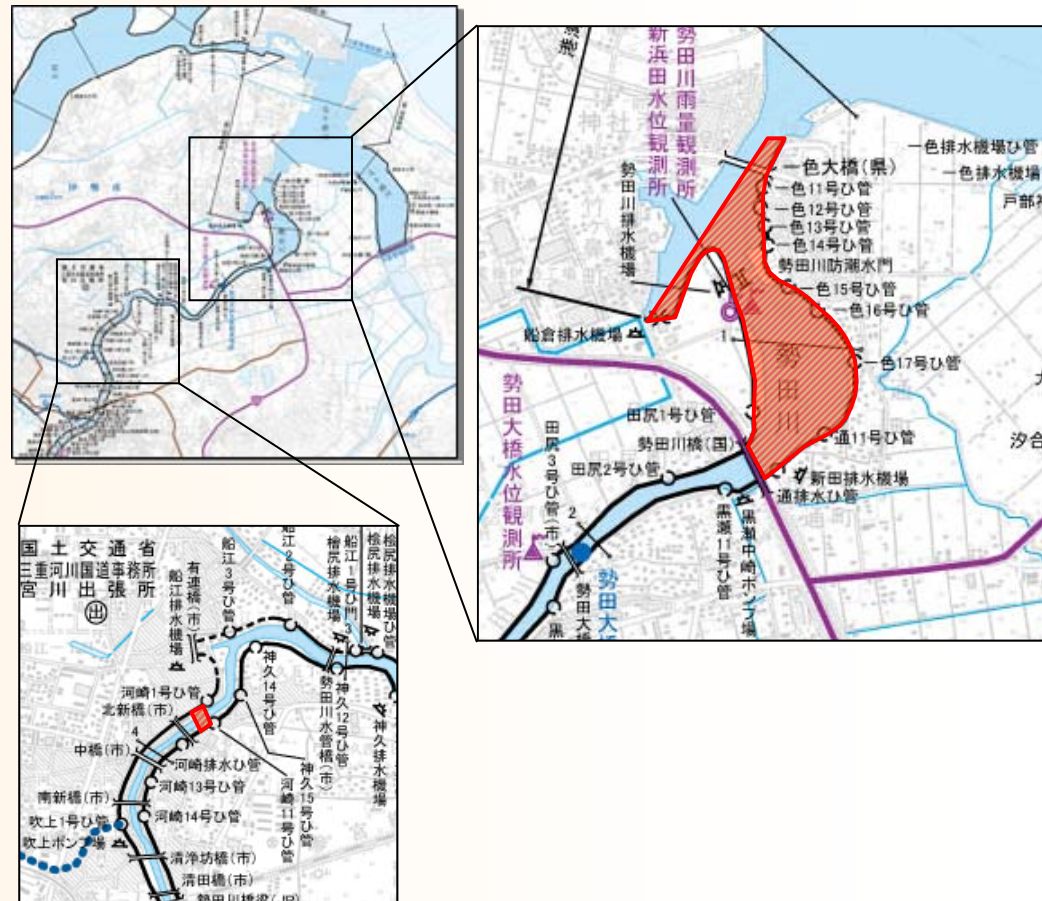
2) 今後の強制的な撤去措置

① 重点的撤去区域の拡大

▼ 重点的撤去区域(H22.4.1設定)



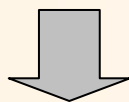
▼ 重点的撤去区域(拡大)



2) 今後の強制的な撤去措置

① 重点的撤去区域の拡大

重点的撤去区域の拡大



一挙に強制撤去を行うのは困難なため、所有者不明船のほか、以下に示す船舶から優先的に行う

- ・沈没や水質事故発生の恐れのある船舶
- ・船舶航行に関する法令等に違反している船舶
- ・地元以外の船舶
- ・新たに係留が確認された船舶

※係留場所の確保も検討しつつ実施する。
※重点的撤去区域内の撤去対象船舶:約100隻

現在の課題

現在の保管場所

河川: 勢田川排水機場
港湾: 野積場

↓
保管可能数
合計約20隻

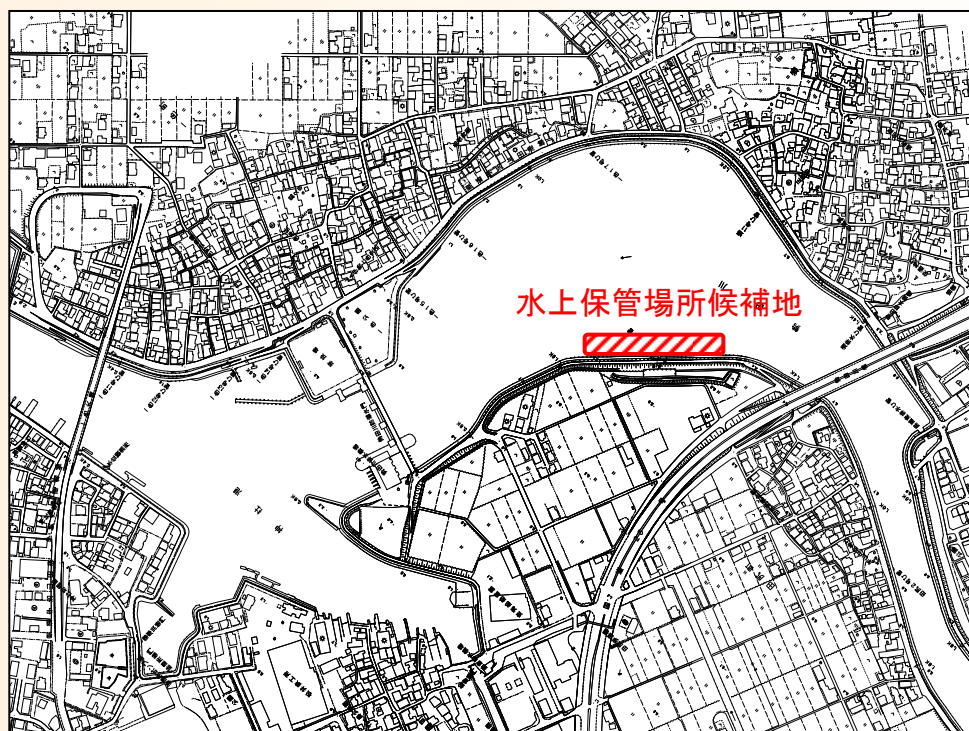
撤去対象船舶数
約310隻

2) 今後の強制的な撤去措置

② 船舶保管場所の検討(案)

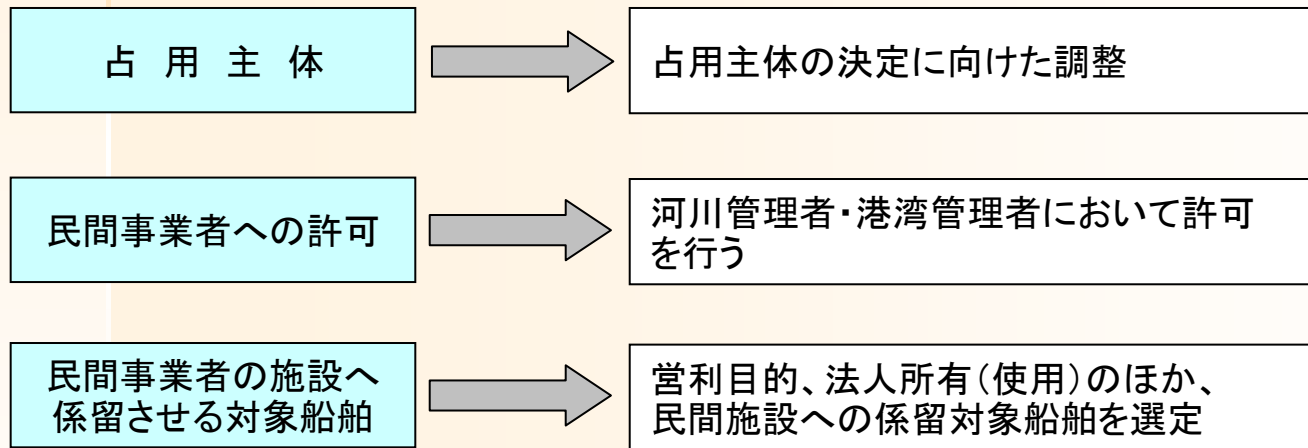
新たに保管場所を設けることで強制撤去を早く進めることができる

治水上の支障のおそれ、船舶航行上の支障などを考慮すると、防潮水門上流左岸側が適当である。(係留保管隻数については20～30隻程度可能。)



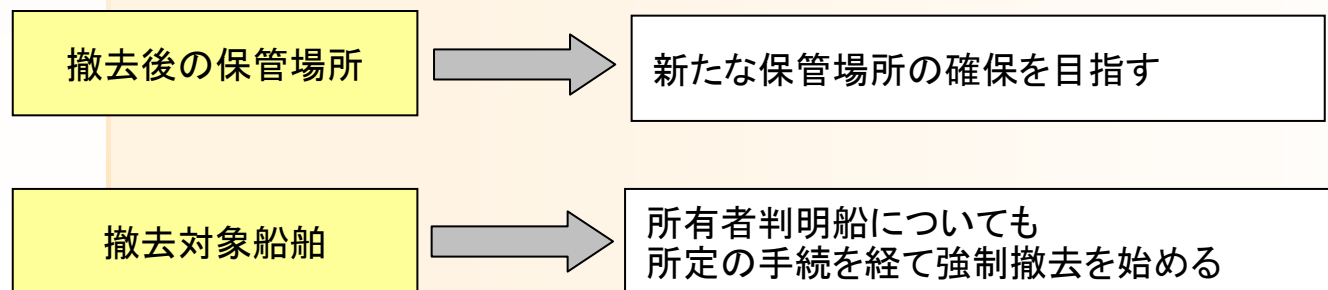
全体まとめ～今後の展開

●係留区域の設定



係留場所の確保増

●重点的撤去区域の拡大



係留対象船舶の減

3) 今後の予定

